

発議第7号

鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部改正について

鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月 1日 提出

平成27年12月 日

提出者	鳥羽市議会議員	野村保夫
賛成者	鳥羽市議会議員	中世古泉
賛成者	鳥羽市議会議員	世古安秀
賛成者	鳥羽市議会議員	橋本真一郎
賛成者	鳥羽市議会議員	尾崎幹
賛成者	鳥羽市議会議員	坂倉紀男

提案理由

条例に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、議員や市民のみならず市職員にあっても審査請求することができることとする条例整備のほか、所要の改正を行いたく本提案とするものである。

鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会議員政治倫理条例（平成 23 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「市職員」の前に「鳥羽」を、「職員」の次に「(以下「市職員」という。)」を加える。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

議員が第 3 条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあつては地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 18 条に規定する選挙権を有する者の 100 分の 1 以上の連署、市職員にあつては副市長並びに所属長及び職員の連署、議員にあつては 3 人以上の連署をもって、代表者から、当該議員が政治倫理基準違反の事実を証する書面を添えて、議長に対し審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。